記号	内容
	防火区画（面積区画）
	防火区画（竪穴区画）
	不燃区画（仕上・下地共）開口部防火設備
	異種用途区画
	防煙区画
	防煙区画（防煙垂壁 H500）
	天井までの間仕切壁
	一般間仕切壁
	延焼の恐れのある部分
特	常時閉鎖式特定防火設備（遮煙性能を有する）
特H	常時閉鎖式特定防火設備
特S	随時閉鎖式・煙感連動自閉式特定防火設備（遮煙性能を有する）
防	常時閉鎖式防火設備（法2条9号の2-ロ）（遮煙性能を有する）
防S	随時閉鎖式・煙感連動自閉式防火設備
特SS	随時閉鎖式特定防火設備・煙感連動防火防煙シャッター（遮煙性能を有する）
網	網入りガラス
	自然排煙口
	自然排煙
	機械排煙
①	H12告示1436号第4号 ニ（一）
②	H12告示1436号第4号 ニ（二）
③	H12告示1436号第4号 ニ（三）
④	H12告示1436号第4号 ニ（四）
	避難出口
	避難経路
	2方向避難 （ ）は重複
消	屋内消火栓消火器併設型
消	屋内消火栓消火器送水口併設型
消B	消火器ＢＯＸ（消火器埋込）
消SS	消火器スタンド（消火器露出）
	消防法 高層建築物防災設備指導基準 平面略図設置

■令112条10項によるスパンドレル部は、幅90cm以上を準耐火構造として確保する。
■特定防火設備：特定防火設備の構造方法については H12建告1369号による。
■防火設備：防火区画に用いる防火設備等の構造方法については H17国交告1392号による。
防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法については H13国交告66号による。
■ 室名 居室を表す。
■ PS・EPSは特記なき限り水平区画とする。
■ 第120条 直通階段までの歩行距離（下記事項は全館避難避難安全検証法により適用除外）

主要構造部：準耐火構造及び仕上材 準不燃以上
地下1階~14階：歩行距離60m 重複距離30m
15階：歩行距離50m 重複距離25m

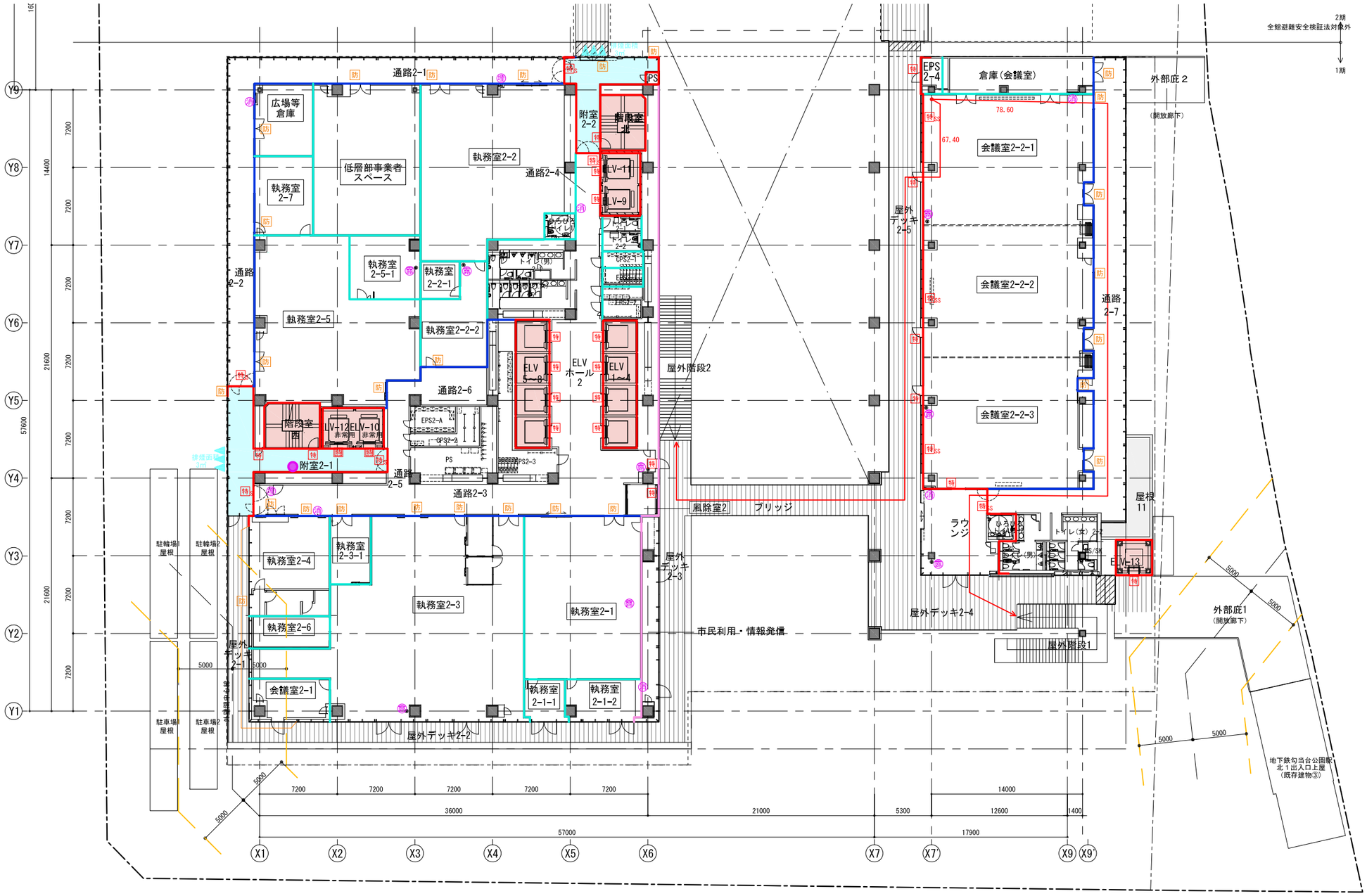

N

特記事項	石本建築事務所・千葉学建築計画事務所設計共同企業体	仙台市都市整備局公共建築住宅部営繕課	工事名称 仙台市役所本庁舎整備第１期 建築工事	設計番号 —
	株式会社石本建築事務所 一級建築士事務所 東京都知事登録 第 793 号 東京オフィス管理建築士 一級建築士 大臣登録 第341994号 中山 貴	設計年月日 令和 5年 月 日	図面名称 2階防災計画図 / 縮尺 A1:1/200 A3:1/400	図面番号 A — 106